

# 2020年以降の国際的な化学物質管理動向と 化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の概要

環境省 環境保健部 化学物質安全課  
水銀・化学物質国際室 室長 高木恒輝

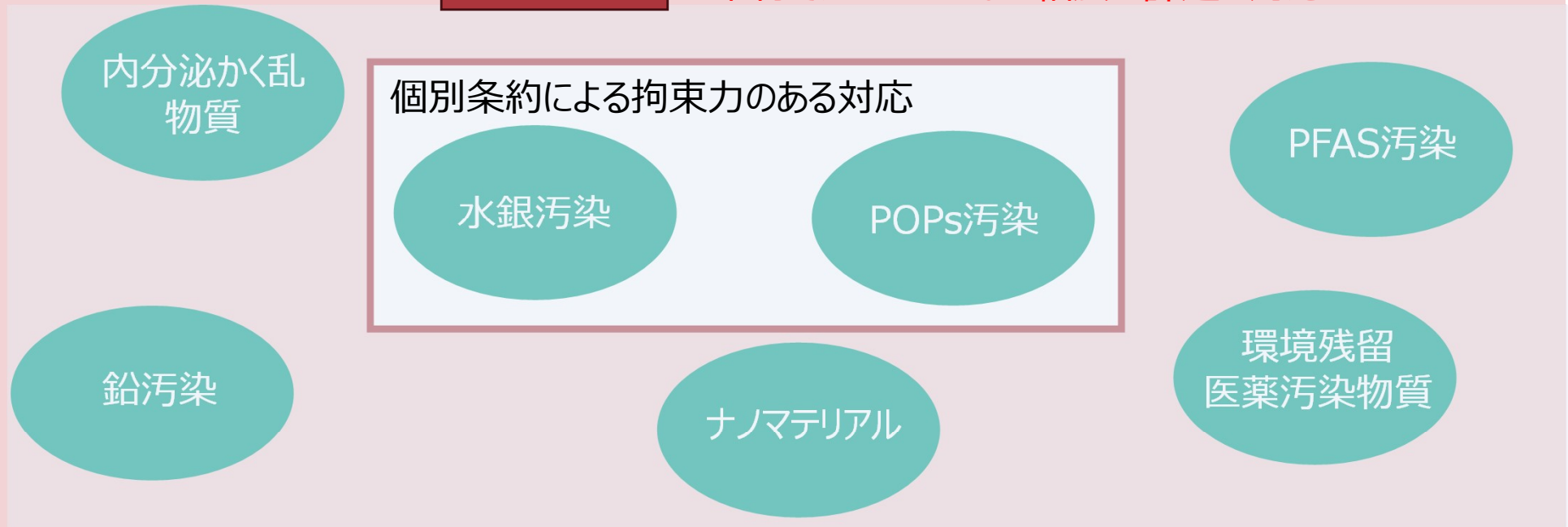


# 2020年以降の国際化学物質管理の全体像

- ・2020年以降の国際化学物質管理の枠組みは**強固な科学的知見の集約基盤（SPP）**を土台に、**拘束力のある条約（ストックホルム、水俣…）**と**自主的取組（GFC）**のベストミックスにより発展。
- ・関係国際機関による**技術ガイダンス・標準化等**の継続支援。

## 【2020年以降の国際化学物質管理の全体像】

**化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）**：多様な分野、多様な主体による自主的取組として、**2023年9月採択** 条約でカバーされない幅広い課題に対応



**化学物質等に関する科学・政策パネル（SPP）**：複雑な化学物質汚染の現状に対して、科学的知見を集約した課題特定・評価、対応オプションの提示  
**2025年設立予定**

関係国際機関による  
技術ガイダンス・標準化等

OECD テストガイドライン  
・ガイダンス文書等

国連 有害性分類・ラベル  
の調和（GHS）

# SAICMの概要

## SAICM・・・国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (Strategic Approach to International Chemicals Management)

- 2020年目標※を達成するために、2006年の第1回国際化学物質管理会議 (ICCM1: International Conference on Chemicals Management) で採択。
- 多様な分野・主体による化学物質管理に関する自主的な取組。

※ 2020年目標：2020年までに化学物質が人の健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにする。

### SAICMを構成する三つの文書

#### ドバイ宣言

2020年目標を確認する30項目からなるハイレベル宣言。

#### 包括的方針戦略

SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。  
(5つの目的：リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力形成と技術協力、違法な国際貿易)

#### 世界行動計画

SAICMの目的を達成するために関係者が取り得る行動についてのガイダンス文書。行動項目、実施主体、スケジュール等をリストアップ。

# SAICM国内実施計画の策定と点検

様々な主体の関与  
(化学物質と環境に関する  
政策対話における議論)

国民各層の意見反映  
(パブリックコメントの実施)

## ○ SAICM国内実施計画 < 包括的な化学物質に関する今後の戦略 >

### ~6つの柱~ 具体的な取組事項

- 科学的なリスク評価の推進
- ライフサイクル全体のリスクの削減
- 未解明の問題への対応
- 安全・安心の一層の増進
- 国際協力・国際協調の推進
- 今後検討すべき課題

2012年策定

## ○ SAICM国内実施計画の進捗状況について

実施状況の点検  
(化学物質と環境に関する  
政策対話、パブコメ)

結果の公表  
ICCM 4 への報告

2015年策定

## ○ SAICM国内実施計画の進捗に関する総括

実施状況の点検・総括  
(化学物質と環境に関する  
政策対話、パブコメ)

結果の公表

2020年策定

## これまでのSAICMの評価

- ICCM5に向けて、これまでの関連報告書やアンケート調査を踏まえた包括的方針戦略や関連指標への進捗レポートが事務局から公開された。2020年目標が不達であったことも併せて言及されている。

### 包括的方針戦略への進捗

- **リスク削減 (目標A)** : 第1回報告(2009-2010)時点で活動の実施率は約50%と良好。
- **知識と情報 (目標B)** : 2009-2016年に最も進展 (活動数は26%増)。SAICM Knowledge Management Platformは情報発信や情報共有、各国の規制枠組みの情報提供等に貢献。
- **ガバナンス(目標C)** : 第3回報告(2016末)までの活動実施率は43%で改善の余地あり。
- **能力形成/技術協力(目標D)** : 第3回報告(2016末)までの活動実施率は31%で改善の余地あり。
- **不法取引 (目標E)** : 第1回報告(2009-2010)以降、完了した活動数が約25%増。

### SAICMの強み・成功

- **多様な主体・部門による自主的枠組みであることによる多様な参加や取組。**
- 化学物質と廃棄物分野におけるジェンダーの主流化と男女同等な貢献を確認。
- EPIsの指定による優先順位を付けた取組に進展 (特に塗料中鉛対策は成功)。
- QSPは大きな成功 (2006~2019年に47.9百万ドル以上を108か国に動員)。

### SAICMの課題・改善点

- リソース (能力形成・技術協力支援、能力形成ニーズの特定と優先化、開発支援プログラムの策定、支援プロジェクト等) の不足。
- 産業界の参加が限定的。
- 適正管理に関する途上国と先進国のギャップ増。
- インパクト指標の不足。
- 進捗評価に当たってのデータ不足。
- フォーカルポイントの実施能力不足 (環境部門と他部門の政府内連携等)。

# 次期枠組みの策定プロセス

- 2015年のICCM4において、2020年以降の化学物質と廃棄物の適正管理に関する次期枠組みを検討するための**会期間プロセス（IP）の開始を決定**し、ICCM5にかけて議論。

## 国際動向

- 第1回会期間会合@ブラジル
- 第2回会期間会合@スウェーデン
- 第3回公開作業部会@ウルグアイ
- 第3回会期間会合@バンコク
- バーチャル作業グループ会合
- 第4回会期間会合@ルーマニア、ケニア、ドイツ
- 第5回化学物質管理会議@ドイツ  
(2023年9月)**

- **GFCの枠組みの採択**
- **GFCの運用に資する関連決議の採択**
- **ハイレベル宣言（ボン宣言）の承認**
- **SAICMの総括**

2017



2023

## 国内動向

化学物質と環境に関する政策対話

- SAICM国内実施計画の点検・評価
- 結果の取りまとめとIPへのインプット



# ICCM5と化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の概要

日程	2023年9月25日～29日
場所	ボン（ドイツ）
参加者等	約110か国・地域、国際機関、保健・労働部門、産業界、NGO等
議長	Dr. Anita Breyer（ドイツ）



出典：SAICM HP

## ICCM5の概要

- 2006年に策定された「**国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)**」の後継となる枠組み等を議論。
- 今後の化学物質・廃棄物の適正管理に関し、自主的かつ多様な主体が関与する世界的な枠組みとして「**化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ**」を採択。
- 化学物質と廃棄物の適正管理への政治的コミットメントを示す「**ハイレベル宣言（ボン宣言）**」を採択。

## Global Framework on Chemicalsの概要

- 多様な分野**（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における**多様な主体**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理の枠組み。
- 5つの戦略目的**（①能力・法制度の整備、②知識・情報・データ、③懸念課題、④より安全な代替、⑤意思決定プロセスへの統合）とそれを実現するための**個別ターゲット**を設定。
- 実施に当たっての**メカニズム**、**懸念課題の特定**、**能力形成方法**を設定。
- 資金確保に関する**統合アプローチ**（**化学物質管理の主流化**、**民間部門の関与**、**基金の活用**）をハイライト。
- 透明性があり利用しやすい**オンラインツール**を導入した**進捗報告・開示**や進捗を適切に把握するための**測定枠組み**を設置。

## 我が国の貢献

- 個別議題の議論で共同議長を務め、合意形成に貢献。
- GFCの進捗把握の手法を提案し、GFCの枠組みとして反映。
- これらの貢献が評価され次回国際会議までの委員（アジア太平洋地域の地域フォーカルポイント）に選出。

# ボン宣言（Bonn Declaration）の概要

- 2030年アジェンダの達成における化学物質・廃棄物の適正管理の必要性、未達となった2020年目標、化学物質汚染による影響等を認識しつつ、**化学物質と廃棄物の適正管理の推進やGFCの実施に向けて以下をコミットしたボン宣言をハイレベルセグメント採択し、ICCM5で承認。**

## 適正管理の推進に向けたコミット

- 有害物質に関するばく露防止/段階的廃止/安全管理
- 循環型経済への移行
- 協調と協力（化学物質と廃棄物分野の国内政策への統合・主流化等）
- 安全・持続可能に向けた研究と技術革新の促進
- 能力形成・技術移転・財政支援の強化
- 化学物質情報と正義へのアクセス、多様な部門と主体の参加を通じた管理
- 科学・政策パネル及びプラスチック汚染条約の策定プロセスへの関与
- 国際機関に、信頼できるデータ生成と科学的根拠に基づく行動と連携の促進や、GFCを支援するための協力と協調及び統合を呼びかけ
- バリューチェーンとサプライチェーンにおける、民間部門と産業界によるリーダーシップ、コミットメント、パートナーシップ、投資
- 全ての部門にわたる全ての関係主体の参加と行動

## GFCの実施に向けたコミット

- 化学物質と廃棄物の枠組み、戦略、法令及び行動計画を策定し、採択
- 他の既存の国連多国間協定、基準及び約束の実施を支援し、その達成を補完する国内行動を増大
- 農薬が健康や環境に及ぼす悪影響を防止、あるいは実行可能でない場合は最小限に抑えることで、食品、飼料及び繊維の安全な生産を増大
- 人の健康、特に女性と子どもの健康を保護
- バリューチェーンとサプライチェーンを通じ、働きがいのある、安全、健康的かつ持続可能な労働を促進
- あらゆる資金源からの、持続可能、予測可能、適切かつアクセス可能な長期資金調達を強化
- 川下産業の使用者、労働者及び消費者への悪影響を低減した、安全で持続可能な化学物質の開発と提供を強化
- 有害な化学物質と廃棄物の違法取引を撲滅するための協力を増大



# SAICMとGFC

GFCは、SAICM2020年目標の未達を受け、SAICMの理念・構造等を基本的に継承しつつも、国際化学物質管理に関する課題に野心的に対応するため、戦略目標やターゲットの設定等が全体的に更新されている。

## SAICMとGFCの比較要素例

	SAICM	GFC
基本構造	マルチセクター・マルチステークホルダーによる、ライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的な枠組み	
戦略目的とターゲット等	A：リスク削減、 B：知識・情報、 C：ガバナンス、 D：能力開発・技術協力、 E：不法な国際取引 各目的に紐付く276の行動計画	A：法的枠組み等の整備 B：情報共有 C：懸念事項 D：革新的取組 E：意思決定 各目的に紐付く28のターゲット
懸念課題	<p>【新規政策課題】</p> 塗料中鉛 製品中化学物質 電気電子機器のライフサイクルにおける有害化学物質 ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料 内分泌かく乱作用を有する化学物質 環境残留性のある医薬汚染物質	次回国際会議（名称不明）で新規懸念課題の採択を見込む。当面は、SAICMにおける新規政策課題及びその他懸念課題を継続実施。
	<p>【その他懸念課題】</p> ペルフルオロ化合物の管理と安全な代替物質への移行 毒性の高い農薬	
進捗報告	紙ベースの報告、進捗報告率の低迷	オンラインツールによる報告、進捗の可視化

# 化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の構成

セクション	概要
I. 序文	枠組み全体に係る横断的事項（適正管理の必要性、化学物質の役割、マルチセクター・ステークホルダー、GFCの目的、2030アジェンダへの貢献等）
II. ビジョン	「安全・健康・持続可能な将来のための化学物質と廃棄物の害がない地球」
III. スコープ	化学物質のライフサイクル（製品や廃棄物段階を含む）をカバー
IV. 原則とアプローチ	GFCの実施を指南する原則・アプローチ（リオ宣言、知識と情報、透明性、人権、脆弱な集団、ジェンダー、防止、公正な移行、連携と参加）
V. 戦略目的とターゲット	GFCが目指す5つの戦略目標と28のターゲット
VI. 実施支援メカニズム	実施プログラム、国内実施、部門・主体による関与の向上
VII. 懸念課題	懸念課題の定義、推薦・選定・採択プロセス、実施メカニズム
VIII. 能力形成	能力形成の必要性、協力の形態、能力形成・技術移転に向けた戦略の策定
IX. 資金的配慮	統合アプローチ（主流化、民間部門関与、外部専門基金）、パートナーシップ
X. 組織的アレンジメント	GFC国際会議の機能、ビューロの構成、事務局の機能、事務局のファイナンス
XI. 進捗把握	報告の提出と結果の提示、情報提供の要請、第三者による独立評価、測定構造
XII. 枠組みの改正と更新	枠組みの改正と更新メカニズム
付属書	懸念課題の提出・推薦プロセスと作業計画（付属書I）、原則とアプローチのリスト（付属書II）、測定枠組みの全体像（付属書III）

## V. 戦略目的とターゲット（戦略目的）

- GFCが目指す5つの戦略目的と、その達成のためのターゲットを設定。

### 戦略目的A



化学物質と廃棄物の適正管理のための  
法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装

### 戦略目的B



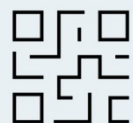
意思決定とアクションのための  
包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス

### 戦略目的C



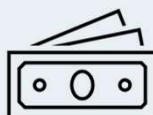
懸念課題の特定・優先化・対応

### 戦略目的D



便益の最大化とリスクの防止・最小化のための  
製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装

### 戦略目的E



リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強及び  
関連意思決定プロセスへの統合を通じた実施の向上

## V. 戦略目的とターゲット（ターゲット）



### 戦略目標A：法的枠組・組織的メカニズム・能力の実装

ターゲット

- A1**：政府は、2030年までに法的枠組みを採択・実施・執行し、適切な組織能力を構築。
- A2**：政府間組織は、2030年までに化学物質・廃棄物戦略の効果的な実施のため、ガイドラインを策定。
- A3**：企業は、2030年までに化学物質の悪影響を特定・防止・最小化するための措置を実施。
- A4**：関係主体は、2030年までに化学物質と廃棄物の違法貿易・取引を効果的に防止。
- A5**：政府は、2030年までに国内で禁止されている化学物質の輸出対応に向けて国際義務に沿って取組。
- A6**：全ての国は、2030年までに不可欠な能力を備えたポイズンセンターへのアクセスを有する。
- A7**：関係主体は、2035年までにリスクが管理されている場合等を除き、農業で有害性の高い農薬の段階的廃止措置を講じ、代替への移行等を促進。



### 戦略目標B：知識・データ・情報の生成・公開・アクセス

ターゲット

- B1**：2035年までに化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用・アクセス可能となっている。
- B2**：関係主体は、2030年までにバリューチェーンにわたり、素材・製品中の化学物質に関する情報を可能な限り利用可能に。
- B3**：関係主体は、2035年までに化学物質の製造や化学物質・廃棄物排出・放出データを生成・公開。
- B4**：関係主体は、2035年までに有害・リスク評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールを適用。
- B5**：2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施。
- B6**：全ての政府は、2030年までに適宜各国の状況に応じて、全ての関連部門においてGHSを実施。
- B7**：関係主体は、2030年までに人体中濃度、ばく露源、生物相や環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開。



### 戦略目標C：懸念課題の特定・優先化・対応

ターゲット

- C1**：特定された懸念課題についてタイムラインを含むプロセス・作業プログラムを策定・採択・実施。

## V. 戦略目的とターゲット（ターゲット）



### 戦略目標D：製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装

↑  
ター  
ゲ  
ット

- D1**：企業は、2030年までに持続可能な化学と資源効率性の進展に向けて一貫して投資し、革新を達成。
- D2**：政府は、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施。
- D3**：民間部門は、2030年までに財政方針やビジネスモデルに適正管理の実施戦略等を統合し、国際的報告基準等を適用。
- D4**：関係主体は、2030年までに研究や革新プログラムにおいて持続可能な解決策や安全な代替を優先。
- D5**：政府は、2030年までにより安全でより持続可能な農業の慣行を支援するための政策やプログラムを実施。
- D6**：2030年までに主要産業・経済部門において化学物質と廃棄物戦略が策定・実施される。
- D7**：関係主体は、2030年までにサプライチェーンにわたり、効果的な労働安全衛生慣行及び環境保護措置を実施。



### 戦略目標E：リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強等

↑  
ター  
ゲ  
ット

- E1**：政府は、2035年までに部門計画、予算、開発計画、開発援助政策等において化学物質と廃棄物分野を主流化。
- E2**：2030年までに関係部門・主体におけるパートナーシップやネットワークを強化。
- E3**：全ての部門で、適正管理に必要な全てのソースからの資金を特定、動員。
- E4**：適正管理の実施のための資金ギャップが特定され、能力形成のために検討。
- E5**：政府は、2030年までに適正管理に関する費用を内部化する政策を実装するための措置を講じる。
- E6**：関係主体は、2030年までにその他環境・保健・労働政策とのシナジーや関係性を適宜特定し、強化。

※「関係主体（stakeholders）」には、政府、地域経済統合機関、政府間組織、市民社会、産業界、企業、金融部門、開発銀行、学術界、労働者、小売業者、個人などが含まれるが、これらに限定されるものではない。また、「部門（Sectors）」には、農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働が含まれるが、これらに限定されるものではない。

## VII. 懸念課題

- 懸念課題（Issues of Concern）の定義、推薦・選定・採択プロセス、実施支援メカニズムを定める。

### 定義

一般に認識されておらず、十分に対応されておらず、又は現在の科学的情報から潜在的な懸念になるもの、及び人の健康や環境に悪影響を及ぼし得るもの

### 推薦・選定・採択プロセス

- 課題として推薦するために、付属書Iに掲げる情報を提出。
- 事務局が推薦をレビューし、全ての関係主体に回覧。
- 国際会議（名称不明）は、
  - 決議で課題を選定・採択。複数の提案がある場合は、人と環境保護の観点で最も重要な課題を優先。
  - 各課題について、臨時マルチステークホルダー部会を設置。
  - 提出情報を踏まえ、具体的な活動やアクション及びタイムラインを特定し、臨時マルチステークホルダーでの検討を提言。
- 臨時マルチステークホルダー部会は、
  - 作業計画（各課題のターゲットや指標を含む）を策定・精査し、その実施を奨励。
  - 実施に向けて関連機関と調整 他。

### 実施支援メカニズム

- 臨時マルチステークホルダー部会は、進捗のモニタリングと報告を管轄し、作業計画の実施を奨励。
- 国際会議（名称不明）で、懸念課題について更なる作業の必要性や作業の完了を決定。



## XI. 進捗把握

- 指標の進捗やGFCの戦略目標やターゲットの到達における貢献等を定期的に報告する。結果は事務局が取りまとめ、可視化された、伝達可能な方法で提示される（ダッシュボード等）
- **GFC全体の進捗は、第三者によって独立して行われる**が、そのTORは国際会議（名称不明）が定める。

### 報告



#### 報告内容・頻度・方法

- GFCの実施に関する取組、指標等への進捗、実施に向けた貢献を報告（頻度は国際会議（名称不明）が定める）。
- 別途提供されるガイダンス等に沿って、オンラインツールを通して提出。



#### 報告結果の提示

- 報告内容は、事務局が取りまとめ、進捗を可視化した伝達可能な方法で提示。
- 影響指標を通して、IOMCはターゲットや戦略目的への進捗を分析するよう国際会議（名称不明）から招待を受ける。

### 全体の第三者評価

- GFCの全体の有効性は、GFC会議が定めるTORに沿って、独立して行われる（時期は国際会議（名称不明）が定める）。

## 付属書III（進捗把握）

- 付属書IIIに、GFCの進捗を把握するための全体的な枠組みや利用可能な指標のカテゴリ等を整理した「測定枠組み」を整理。測定枠組みの詳細は、別途設置された臨時作業部会（決議に関するスライドを参照）によって検討される予定。

### ビジョン

「安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」

### ハイレベル指標

化学物質・廃棄物による世界的な疾病負荷・環境負荷（詳細未定）

### 戦略目的

5つの目標（①能力・法制度の整備、②知識・情報・データ、③懸念課題、④より安全な代替、⑤意思決定プロセスへの統合）

### ヘッドライン指標

戦略目的への達成状況を示す高次元の指標（詳細未定）

### ターゲット

戦略目的ごとのターゲット（計28種）

### 指標

ターゲットの進捗を測るためのターゲット別の指標（詳細未定）

※測定枠組みのイメージ図（詳細は別途検討予定）

# 測定枠組みと指標策定に関する臨時公開作業部会

ICCM 5 の決議に基づき、測定枠組みと指標策定に関する臨時公開作業部会が令和 6 年 4 月に設立された。我が国は、トリニダード・トバゴとともに共同議長に選出されている。今後、ビジョン、各戦略目的、各ターゲットに紐付く指標の策定議論が本作業部会において進む予定。

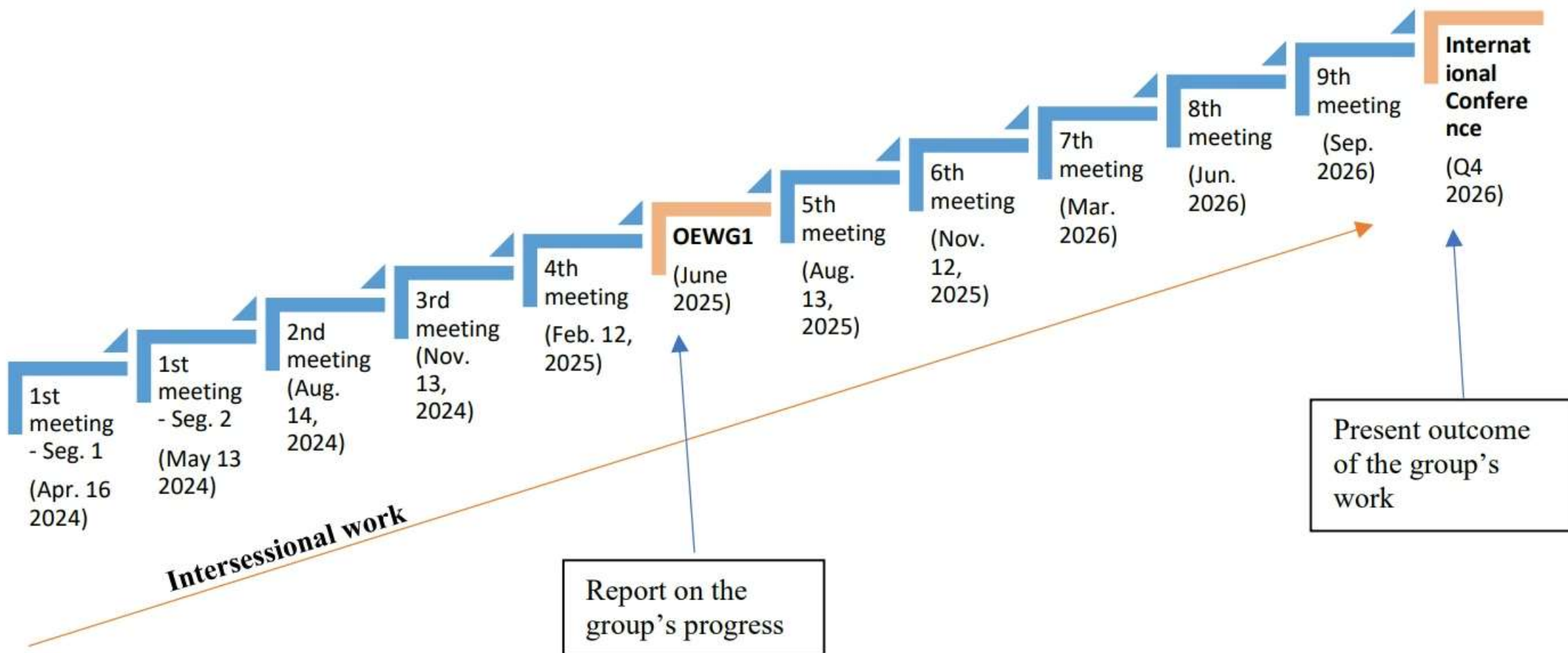


Figure 1: Schedule of work of the group

※第一回作業部会会合資料より

# GFC国内実施計画策定に向けて

実施計画は、今後**GFC関係省庁連絡会議**において策定される。GFCにおいては、多様な分野、多様な主体の参加が強く推奨されていることから、その実施計画の策定過程では、政策対話等を用いた各主体ステークホルダーとの意見集約を行うとともに、案を公表して国民からの意見聴取を行うなど、幅広い主体の関与を得ながら進めていく。

会議体・意見聴取手段	構成・意見聴取先	役割・意見聴取内容
GFC関係省庁連絡会議	事務局：環境省 その他関係省庁で構成	・ GFC国内実施計画の策定 ・ GFC国内実施の進捗管理 ・ GFC国内実施結果のとりまとめ等
化学物質と環境に関する政策対話	市民団体、産業界、学术界、地方公共団体等の各関連主体で構成	・ 計画に盛り込むべき取組等 ・ 計画に基づき実施された取組状況等
個別ヒアリング等	市民団体、産業界、学术界、地方公共団体等の各関連主体	・ 計画に盛り込むべき取組等 ・ 計画に基づき実施された取組状況等
パブリックコメント	広く国民全般	・ GFC国内実施計画案 ・ GFC国内実施結果とりまとめ案等

R6：計画案策定

R7:計画の公表。臨時公開作業部会（OEWG）へ報告

R8:第一回GFC国際会議への計画報告。国内実施。



# 第19回化学物質と環境に関する政策対話

令和6年2月の第19回化学物質と環境に関する政策対話において、GFCの各ターゲットに紐づく各主体の取組について意見交換を行った。

## 意見交換を踏まえた各主体の取組グルーピング例（第19回政策対話 資料2より）

### B5：2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施。

- ・ 情報公開およびコミュニケーションの充実
- ・ 化学品総合管理システム(SUCCESS)の有効活用によるハザードコミュニケーション(住友化学)
- ・ ケミカルリスクフォーラムの開催、Web配信の追加による受講者拡大(日化協)
- ・ JEC連合では全体の安全衛生研修会を年2回開催。各部会(石油・化学・セメント・塗料・医薬化粧品)は年1回以上開催
- ・ その他、SDGsやカーボンニュートラルなどの研修会や産業シンポジウムを通じ、課題共有や意識向上を図っている(JEC連合)
- ・ 新たに規制対象となる化学物質・製品等に関する周知の強化(例)水銀使用製品等(経産省)
- ・ 連合は、1993年より「全国セーフティネット集会」を1年に1回全国規模で開催し、化学物質の取り扱いを含む労働安全衛生に係る啓発や課題の洗い出しを行っている。(連合)
- ・ パンデミックで、洗浄剤製品の果たす役割が大きい点が認識されたが、正しい使い方の啓発の継続を行う。特に、小学生を対象とした手洗いの啓発、
- ・ 講座(オフライン、オンライン含む)を継続
- ・ 重要性を訴えるポスターコンテスト継続(JSDA)
- ・ 市民の化学物質への理解を深めるための公開講座、学習会の開催
- ・ PRTRデータ利用のための普及啓発活動
- ・ 住民とPRTR届出企業と行政によるリスコミ会合(Tウオッチ)
- ・ 国際市民セミナー・学習会の開催  
テーマ: バイオモニタリング、内分泌かく乱化学物質問題、PFAS問題、子どもの健康に悪影響を及ぼす化学物質、プラスチックに含まれる有害化学物質等
- ・ パンフレットの作成  
テーマ: 香害、PFAS汚染(JEPA)
- ・ 県内河川等で暫定目標値を超える濃度でPFASが検出されたが、定期モニタリングや飲用防止などの注意喚起を行っている。(神奈川県)
- (2)リスクコミュニケーション
  - ①東京都消費者月間交流フェスタ ポスター展示と説明
  - ②千代田区くらしの広場 ポスター展示と説明
  - ③化学工業会東京地区消費者対話集会への参加
  - ④プラスチック工業連盟と消費者団体との懇談会参加
  - ⑤機関紙しゅふれんたより 化学物質「何じゃ問じゃ」(主婦連)
  - ・ PRTRデータを活用した地域でのリスクコミュニケーション
  - ・ 化学物質情報の製品への表示の徹底と、表示の活用(崎田)
  - ・ 環境団体との学習会、キャパシティビルディング(オーフスネット)

# GFC関係省庁連絡会議

令和6年4月に、GFC関連省庁連絡会議第1回会合を実施した

## 【出席府省及び部局】

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統合戦略G	農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課
外務省国際協力局地球環境課	経済産業省製造産業局化学物質管理課
財務省大臣官房総合政策課政策推進室	国土交通省総合政策局環境政策課
文部科学省研究開発局環境エネルギー課	環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課
厚生労働省大臣官房国際課国際保健・協力室	環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リス
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室	スク評価室
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課	環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課水銀・
	化学物質国際室

## 【議事】

- ・化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の概要説明
- ・GFC 関係省庁連絡会議設置要綱の策定
- ・今後の進め方についての確認 等

今後、各戦略目的・ターゲットに係る国内施策内容に関する情報収集を実施し、夏頃に第二回を開催予定



- 令和6年5月21日、第六次環境基本計画が閣議決定。
- 第一次環境基本計画が策定されてからちょうど30年という節目に策定されたもので、「**現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質**」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げる
- **気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機**に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出している。

- 第六次環境基本計画においては、「包括的な化学物質対策に関する取組」として、GFCの柱立てに沿って、国際的な観点に立った環境分野の化学物質管理の推進を記述
- 具体的には、我が国の化学物質管理政策を、GFCで合意された5つの戦略的目的の達成に寄与するものとして、①～⑤のとおり整理し推進

- ① ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築
- ② 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保
- ③ 懸念課題への対応
- ④ 製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化
- ⑤ 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化

## 参考文献

### 【日本語】

- 環境省ウェブサイトーGFC ページ  
<https://www.env.go.jp/chemi/gfc.html>
- ー化学物質と環境に関する政策対話  
<https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/>

### 【英語】

- GFC専用ウェブサイト（**ボン宣言・ICCM5決議・GFC枠組み文書**）  
[www.chemicalsframework.org](http://www.chemicalsframework.org)
- SAICMの実施状況評価レポート  
[https://staging.saicm.org/sites/default/files/documents/SAICM\\_ICCM.5\\_INF\\_1.pdf](https://staging.saicm.org/sites/default/files/documents/SAICM_ICCM.5_INF_1.pdf) (2006-2015)  
[https://staging.saicm.org/sites/default/files/documents/SAICM\\_ICCM.5\\_INF\\_2.pdf](https://staging.saicm.org/sites/default/files/documents/SAICM_ICCM.5_INF_2.pdf) (2017-2022)  
<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/28113/GCOII.pdf?sequence=1&isAllowed=y>  
(Global Chemical Outlook II)



**ご清聴ありがとうございました！**

